Ⅲ 地域福祉班

1 地域福祉

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 生活困窮者自立支援事業

2 障害者福祉

- (1) 障害者福祉(障害者総合支援法)
- (2) 自立支援給付支給事務等に関する市町村 指導及び障害福祉サービス事業者等指導
- (3) 特別障害者手当
- (4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

3 児童福祉

- (1) 管内児童人口の状況
- (2) 家庭児童相談室
- (3) 助産制度
- (4) 保育行政・公立保育所等指導監査

4 老人福祉・介護保険

- (1) 老齢人口(65歳以上)
- (2) 介護保険事業者の指定・変更・ 運営指導状況及び管内事業所数

5 母子父子寡婦福祉

- (1) ひとり親世帯の実態
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

6 配偶者暴力相談支援センター

- (1) 業務の内容
- (2) 相談状況

1 地域福祉

(1) 地域福祉の推進

社会福祉法第4条において「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように地域福祉の推進に努めなければならない」としている。このことを目的として、当所では、市町村社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会をはじめとした福祉関係諸団体と連携し、事業を進めている。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、都道府県・市町村に設置されている機関である。 この機関は、一定の地域において、公私の社会福祉事業関係者や社会福祉事業に関心と熱意を 持つ者の参加と協働の下に、その地域の社会福祉活動の相互連絡、総合整備や組織化、効率化 を促進することによって地域住民の福祉を増進することを目的とするものであり、地域福祉活 動を推進していく上で中核的な役割を担う民間組織である。

当所管内市町村に設置されている社会福祉協議会においても、社会福祉を目的とする事業の 企画及び実施、調査等を行うとともに、住民の社会福祉活動参加のための援助やボランティア 活動の推進、並びに各種相談事業、共同募金に関する事業、生活福祉資金貸付事業等を行って いる。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱されるもので、その任期は3年である。

民生委員は、一定の区域を担当し、その地域住民の生活状態を詳細に把握し、要保護者の相談に乗るとともに、必要な援助を行う。また民生委員は児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、児童福祉の推進という任務も持っている。さらに主任児童委員は、より児童福祉を専門に扱い、積極的な相談、支援活動を展開している。

福祉事務所や関係機関と連携し、公的機関が行う業務に対し協力する役割も担っている。

表 1 管内民生委員・児童委員配置状況

令和6年4月1日現在(単位:人)

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
定数	109	24	19	8	26	36	13	7	7	249
上 级	(8)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(24)
坦旦	81	19	17	7	23	26	13	7	7	200
現員	(7)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)	(22)

(任期:令和4年12月1日~令和7年11月30日) ※()内の数字は主任児童委員数の再掲

表 2 民生委員・児童委員の活動状況

(単位:件、回、日)

			<i>h</i>	<u></u>	1.	+			/71		——————————————————————————————————————		N.L.
			名	玉	大	東	今	本	伊	伊亚	伊	北	(沖
1			護	頭	宜 味		帰 仁	部	江	平 屋	是	部	参 考 考
			市	村	村	村	1— 村	町	村	座 村	名 村	合 計	与)県
	在 宅 福 祉	(1)	349	13	41	71	43 8	63	13	65	18		2,010
	介 護 保 険	(2)	94	25	9	0	11	15	26	2	1	183	1, 363
	健 康 · 保 健 医 療	(3)	104	18	22	0	9	16	6	65	3	243	2, 243
	子 育 て ・ 母 子 保 健	(4)	106	8	16	0	2	9	4	1	4	150	1,683
	子 ど も の 地 域 生 活	(5)	1, 983	23	27	25	1	90	0	7	5	2, 161	6, 302
内容	子どもの教育・ 学 校 生 活	(6)	922	56	19	3	1	38	103	40	45	1, 227	5, 415
別相	生 活 費	(7)	133	5	16	1	8	35	7	2	0	207	1, 219
談	年 金 · 保 険	(8)	48	8	2	0	1	0	1	0	1	61	418
支援件数	仕 事	(9)	64	7	7	0	3	4	0	0	0	85	716
件数	家族 関係	(10)	101	4	38	0	10	5	5	5	0	168	1, 381
	住居居	(11)	66	4	17	3	11	5	3	5	0	114	889
	生 活 環 境	(12)	139	38	32	6	20	26	12	8	0	281	2, 582
	日常的な支援	(13)	734	154	459	267	31	153	85	81	3	1,967	13, 176
	そ の 他	(14)	985	144	232	7	159	150	428	55	60	2, 220	12,008
	計	(15)	5,828	502	904	383	275	609	693	336	140	9,670	51, 405
分野	高 齢 者 に 関 す る こ と	(16)	1,661	225	593	344	124	395	376	255	24	3, 997	22, 644
別	障 害 者 に												
相	関すること	(17)	210	114	176	0	25	20	10	13	1	569	3, 685
談•		(17)	210 2, 906	114 72	176 63	0 28	25 11	20 140	10 228	13 45	1 54	569 3, 547	3, 685 14, 876
談・支援	関 す る こ と 子 ど も に												
談 •	関 す る こ と 子 ど も に 関 す る こ と	(18)	2, 906	72	63	28	11	140	228	45	54	3, 547 1, 557	14, 876 10, 200
談・支援件数	関すること 子どもに 関すること その他 計 調査・実態把握	(18) (19)	2, 906 1, 051	72 91	63 72	28	11 115	140 54	228 79	45 23	54 61	3, 547 1, 557 9, 670	14, 876
談・支援件数 その	関すること 子どること その他 計 調査・実態把握 行事・参加協力	(18) (19) (20)	2, 906 1, 051 5, 828	72 91 502	63 72 904	28 11 383	11 115 275	140 54 609	228 79 693	45 23 336	54 61 140	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296	14, 876 10, 200 51, 405
談・支援件数 その他の	関すること子どるもことその他計調査・事態把握行事の福祉活地域主	(18) (19) (20) (1)	2, 906 1, 051 5, 828 527	72 91 502 84	63 72 904 170	28 11 383 31	11 115 275 279	140 54 609 58	228 79 693 63	45 23 336 26	54 61 140 58	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629
談・支援件数 その他の活動	関すること子どることその他計調査・実態把握行事・参加協力地域福祉活動・	(18) (19) (20) (1) (2)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093	72 91 502 84 240	63 72 904 170 567	28 11 383 31 169	11 115 275 279 1, 015	140 54 609 58	228 79 693 63 274	45 23 336 26 151	54 61 140 58	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997
談・支援件数 その他の活	関子関ことにとしますとのとにとしますとのとにとしますとのとにといるまるるのの計算生業加活活会議力・地自民運事の福主児・事の福主関係のの財務のの計算・事を組まり・事を組まりである。ののののは、の	(18) (19) (20) (1) (2) (3)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093 5, 483	72 91 502 84 240 714	63 72 904 170 567 1,130	28 11 383 31 169 328	11 115 275 279 1,015	140 54 609 58 199	228 79 693 63 274 646	45 23 336 26 151 233	54 61 140 58 99 271	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848 3, 233	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997 96, 757
談・支援件数 その他の活動件	関すどすことにとるるるの計ま事を補土中事を補土児・研修	(18) (19) (20) (1) (2) (3) (4)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093 5, 483 1, 772	72 91 502 84 240 714 129	63 72 904 170 567 1,130	28 11 383 31 169 328	11 115 275 279 1, 015 505	140 54 609 58 199 538 260	228 79 693 63 274 646 155	45 23 336 26 151 233 35	54 61 140 58 99 271 63	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848 3, 233 411	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997 96, 757 43, 661 5, 820
談・支援件数その他の活動件数訪訪	関子関さしたこしたとにとしたもこともことかまから中事を組まり中事の補主関連の中期原本要の中ののの中ののはまりは、事ののののはまりは、事ののののはまりは、事ののののはまりは、事ののののはまりは、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、	(18) (19) (20) (1) (2) (3) (4) (5)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093 5, 483 1, 772 202	72 91 502 84 240 714 129	63 72 904 170 567 1,130 209	28 11 383 31 169 328 102	11 115 275 279 1, 015 505 508 62	140 54 609 58 199 538 260	228 79 693 63 274 646 155 54	45 23 336 26 151 233 35	54 61 140 58 99 271 63	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848 3, 233 411 144	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997 96, 757 43, 661 5, 820 644
談・支援件数その他の活動件数回数	関子関 そ調 行へ地自民運 証 要通 訪こもこ他まかるを協動おいずとするであるおいずとするであるおいずとするであるおいずとにとであるおいずとにとであるおいずとにとであるおいずとにとであるおいずとにとであるおいずとにとであるおいずとであるこれできるであるおいずとであるおいずりとであるおいずりである<	(18) (19) (20) (1) (2) (3) (4) (5)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093 5, 483 1, 772 202 90	72 91 502 84 240 714 129 19	63 72 904 170 567 1,130 209 29 30	28 11 383 31 169 328 102 1	11 115 275 279 1, 015 505 508 62	140 54 609 58 199 538 260 10	228 79 693 63 274 646 155 54	45 23 336 26 151 233 35 19	54 61 140 58 99 271 63 15	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848 3, 233 411 144 11, 160	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997 96, 757 43, 661 5, 820 644 78, 475
談・支援件数その他の活動件数回数回数車絡	関子関 そ 調 行へ地自民運 証 要通 訪 そ 表 すどす がす がす ・ 事の城主 営 明 選・事の仲 活 研 事の仲 活 の 相 2 まかれ 児・事の仲 活 の 月 の 相 こもこ 他 担 会協動 協修 務 見介 動 に 要の 相	(18) (19) (20) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093 5, 483 1, 772 202 90 3, 736	72 91 502 84 240 714 129 19	63 72 904 170 567 1,130 209 29 30 869	28 11 383 31 169 328 102 1 1 148	11 115 275 279 1, 015 505 508 62 2	140 54 609 58 199 538 260 10 2	228 79 693 63 274 646 155 54 0 1,452	45 23 336 26 151 233 35 19 0 568	54 61 140 58 99 271 63 15 0	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848 3, 233 411 144 11, 160 3, 765	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997 96, 757 43, 661
談・支援件数 その他の活動件数 回数 連	関子関 そ 調 行へ地自民運 証 要通 訪 そ 表 すどす がす がす ・ 事の城主 営 明 選・事の仲 活 研 事の仲 活 の 相 2 まかれ 児・事の仲 活 の 月 の 相 こもこ 他 担 会協動 協修 務 見介 動 に 要の 相	(18) (19) (20) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)	2, 906 1, 051 5, 828 527 2, 093 5, 483 1, 772 202 90 3, 736 904	72 91 502 84 240 714 129 19 1,009	63 72 904 170 567 1,130 209 29 30 869 492	28 11 383 31 169 328 102 1 148 76	11 115 275 279 1, 015 505 508 62 2 1, 871 498	140 54 609 58 199 538 260 10 2 1, 274	228 79 693 63 274 646 155 54 0 1,452	45 23 336 26 151 233 35 19 0 568 178	54 61 140 58 99 271 63 15 0 233 65	3, 547 1, 557 9, 670 1, 296 4, 807 9, 848 3, 233 411 144 11, 160 3, 765 3, 088	14, 876 10, 200 51, 405 7, 629 38, 997 96, 757 43, 661 5, 820 644 78, 475 48, 095

(4) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年4月1日から生活に困窮している者に対し、 生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うこととなった。

北部管内の8町村について、沖縄県が相談窓口を「沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター北部」に設置しており、主な支援メニューは、以下のとおりである。

ア 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安に対し、必要な支援を一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

イ 住居確保給付金事業

離職などにより住居を失った者、または失うおそれの高い者に、就職に向けた活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えた上で、 就職に向けた支援を行う。

ウ 就労準備支援事業

社会や他人との関わりに不安があるなど、すぐに就労困難な者に一定期間の就労準備講習(プログラム)に沿って、日常生活や社会生活に必要な基礎能力を培いながら、就労自立に向けた支援や就労機会の提供を行う。

工 一時生活支援事業

住居を持たない者、ネットカフェ等の不安定な居住形態にある者へ一定期間内に限り宿 泊場所や衣食の提供を行うとともに退所後の生活に向けて就労支援などの自立支援を行 う。

才 家計相談支援事業

家計問題の相談について、状況に応じた支援計画を作成し経済状況の立て直しを支援する。

カ 就労訓練事業

すぐに一般就労することが難しい者のために、その者に合った作業機会を提供しながら、 個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

表 3 相談件数

(単位:件)

	Н31	R2	R3	R4	R5
相談件数	104	785	706	163	147

表 4 事業申請・決定件数

(単位:件)

	申請・決定状況
住居確保給付金事業	新規申請3件、新規決定3件、延長決定2件
就労準備支援事業	申請6件、決定6件
一時生活支援事業	申請4件、決定4件
家計相談支援事業	申請20件、決定20件

2 障害者福祉

(1) 障害者福祉(障害者総合支援法)

平成 18 年 4 月、障害者自立支援法が施行され、これまで 3 障害(身体障害・知的障害・精神障害)ごとに異なる制度で提供されていたサービスが一元化された。また、平成 25 年 4 月からは、障害者自立支援法を障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)とするとともに、障害者の定義に難病等が含まれるようになった。

ア 障害福祉サービスの給付体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス体系は、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っている。

自立支援給付は、介護を行うためのサービス(居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等)に対して支給される介護給付と、障害者の適性に応じて一定の訓練を行うサービス(自立訓練、就労移行支援、共同生活援助等)に対して支給される訓練等給付があり、全国で共通したサービスが提供されている。この他、自立支援医療と補装具がある。

表 1 管内障害福祉サービス事業所

令和6年3月31日現在(単位:事業所)

	名	国	大	東	今	本	伊	伊	伊	合
	護	頭	宜	村	帰	部	江	平	是	
	市	村	味		仁	町	村	屋	名	計
			村		村			村	村	
居宅介護	15	0	1	0	2	3	1	1	0	23
重度訪問介護	15	0	1	0	2	3	1	1	0	23
同行援護	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
療養介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活介護	15	0	2	0	1	1	0	0	0	19
短期入所	8	0	2	0	0	1	0	0	0	11
自立訓練 (生活)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
就労移行	3	1	0	0	1	2	0	0	0	7
就労継続(A型)	6	0	0	0	1	0	0	0	0	7
就労継続 (B型)	27	4	1	1	5	6	2	0	1	47
就労定着支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	10	1	1	1	2	1	0	0	0	16
施設入所支援	4	0	2	0	0	1	0	0	0	7
計画相談支援	13	1	1	0	3	2	1	0	0	21
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	22	0	1	0	2	2	0	0	0	27
放課後等デイサービス	25	0	1	0	2	3	0	0	0	31

保育所等訪問支援	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児入所支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
医療型障害児入所支援	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児相談支援	11	1	1	0	3	1	1	0	0	18
合計	185	8	14	2	24	27	6	2	1	269

地域生活支援事業は、自治体が地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものであり、各自治体ごとに事業内容(相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付等)が定められている。

イ 相談支援事業と地域自立支援協議会

市町村において、地域生活支援事業として相談支援事業を実施し、障害者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行っている。さらに、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うこととなっている。

管内市町村の相談支援事業は、すべて指定相談支援事業者に委託されており、管内 9 市町村(全市町村)に設置済みの地域自立支援協議会を活用し、情報共有や地域の相談支援体制・ネットワークの構築を行っている。

福祉事務所では、北部圏域障害者自立支援連絡会議を平成 19 年度に設置し、市町村及び 関係機関と相談支援体制の構築に向けた意見交換を行っている。また、平成 24 年度以降、 連絡会議の下部組織として、各部会(療育・教育部会、就労支援部会、住まい・暮らし部会、 相談部会)を設置し、それぞれの課題についての検討や意見交換、研修会等を実施している。

また、市町村設置の地域自立支援会議及び福祉事務所設置の北部圏域自立支援連絡会議に おいては、北部圏域アドバイザー(1名)及び圏域体制推進員(1名)により相談支援体制の 構築に係る指導・調整等が行われている。

表 2 令和 5 年度北部圏域障害者自立支援連絡会議取組状況 令和 5 年度末現在(単位:回)

	会議・研修	開催回数
全体会		1
相談部会	部会	2
	定例会(事務局会議)	12
	サービス管理責任者連絡会	6
	サービス管理責任者研修会	1
	相談支援専門員連絡会	2
	相談支援従事者等研修会	2
	地域移行・地域定着ワーキング	1
	地域移行・地域定着ワーキング コア会議	3
	フォローアップ連絡会	2

住まい暮らし部会	部会	2
	GH 情報シート作成ワーキング	2
療育・教育部会	部会	2
	医療的ケア児ガイドブック作成委員会	1
	発達障害児者支援研修会	1
	医療的ケア児居場所創りワーキング	3
就労支援部会	部会	2
	企業見学会	1
	就労支援事業所サービス管理責任者スキルアップ研修	1

(2) 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導及び障害福祉サービス事業者等指導

ア 自立支援給付支給事務等に関する市町村指導

目 的:市町村の自立支援給付支給事務が円滑かつ適正に実施されるよう、支給

事務に関する事項について周知徹底させる。

根 拠 法 令 : 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4

指 導 件 数 : 令和5年度 実施 4件

イ 障害福祉サービス事業者等指導

目 的:障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付対象サービス等の取扱

い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底さ

せる。

根 拠 法 令: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17

年法律第 123 号) 第 11 条第 2 項

指 導 件 数 : 令和5年度 実施 9事業所(12サービス)

表 3 令和 5年度障害福祉サービス事業所等指導実施状況(サービス種別)

令和5年度末現在

サービス種別	実施数	サービス種別	実施数
居宅介護	1	自立訓練(生活)	0
重度訪問介護	1	就労移行	0
同行援護	0	就労継続 (A型)	4
療養介護	0	就労継続 (B型)	1
生活介護	0	就労定着支援	0
短期入所	0	共同生活援助	1
児童発達支援	1	保育所等訪問支援	0
放課後等デイサービス	3	居宅訪問型児童発達支援	0
		合計	12

(3) 特別障害者手当

ア 手当の概要

特別障害者手当は、昭和 61 年障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の 支給額、支給要件等を改善し、重度の障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担 の軽減の一助として支給されることになったものである。

(7) 特別障害者手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。

(4) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。

(ウ) 福祉手当

20 歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を受給できない者に対して、経過措置として従来の福祉手当が支給されている。

イ 特別障害手当等支給状況

表 4 特別障害手当等受給件数

令和5年度末現在(単位:件)

町村名 手当名	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	合計
特別障害者手当	5	0	0	6	12	2	1	0	26
障害児福祉手当	6	1	1	5	5	1	1	0	20
福祉手当 (経過措置)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	1	1	11	17	3	2	0	46

(4) 沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障害者を扶養している保護者を加入者とし、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったときに、その扶養する心身障害者に終身一定額の年金を支給するものである。

加入できる人

将来独立自活することが困難であると認められる障害者(知的障害、身体障害(身体障害者手帳1級~3級)及びこれらと同程度と認められる精神又は身体の永続的な障害を有する者)を扶養している保護者で、次の条件にあてはまるとき。

- ① 住所が沖縄県にあること。
- ② 65 歳未満であること。
- ③ 特別な疾病又は障害を有してない者であること。

年金の給付

加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月からその者が扶養していた心身障害者に対し、月額2万円の年金が支給される(2口加入の場合は4万円)。

申請方法

保護者(加入申込者)の居住地の福祉事務所の窓口へ申請書に必要書類を添えて申し込む。

表 5 心身障害者扶養共済制度加入等状況

令和5年度末現在(単位:人)

	玉	大	東	今	本	伊	伊	伊	計
	頭	宜	村	帰	部	江	平	是	
	村	味		仁	町	村	屋	名	
		村		村			村	村	
新規加入者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加入者数	1	0	0	2	1	1	0	0	5
受給者数	2	3	1	2	8	5	0	0	21

3 児童福祉

出生率の低下による少子化の進行、子どもの貧困、社会生活環境の変動等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、児童福祉施策の推進は一層重要となっている。当福祉事務所は児童相談所、市町村及びその他の関係機関との連携を密にすることにより児童福祉施策の充実強化及び児童福祉の向上を図るための業務を行っている。

(1) 管内児童人口の状況

名護市を除く管内町村の18歳未満の人口は、令和6年3月末現在、6,222人で、総人口に占める割合は16.4%となっている。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、伊平屋村が18.9%と管内で最も高く、次いで伊是 名村となっている。

表 1 年度別児童人口

(単位:人、%)

			平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		児童人口	13, 030	12, 950	13,048	13, 793	13, 766
名言	護 市	総人口	62, 936	63, 214	63, 644	63,817	64,040
		比 率	20.7	20. 5	20. 5	21.6	21. 5
		児童人口	742	736	705	696	652
	国 頭 村	総人口	4, 602	4, 603	4, 558	4, 500	4, 505
		比 率	16. 1	16. 1	15.4	15. 5	14.5
		児童人口	410	430	404	419	389
	大宜味村	総人口	3, 050	3,071	3,061	3,034	2, 957
		比 率	13.4	14.0	13.2	13.8	13.2
		児童人口	263	265	265	262	264
	東 村	総人口	1,728	1,723	1,730	1, 735	1,717
		比 率	15. 2	15.3	15. 1	15. 1	15. 4
管		児童人口	1,740	1,664	1,663	1,635	1,579
	今帰仁村	総人口	9, 305	9, 357	9, 371	9, 343	9, 239
内		比 率	18. 7	17.8	17.7	17. 5	17. 1
町		児童人口	2, 350	2, 331	2, 293	2, 139	2, 187
村	本 部 町	総人口	13, 136	13, 108	13,020	12, 957	12, 899
<u>ጥ</u> ነ		比 率	17. 9	17.8	17.6	16. 5	17.0
		児童人口	788	765	749	732	700
	伊 江 村	総人口	4, 476	4, 420	4, 381	4, 355	4, 235
		比 率	17.6	17.3	17. 1	16.8	16. 1
		児童人口	246	240	235	223	223
	伊平屋村	総人口	1,213	1, 182	1, 181	1, 162	1, 176
		比 率	20.3	20. 2	20.1	19. 2	18.9
		児童人口	239	241	250	247	228
	伊是名村	総人口	1, 362	1,311	1, 306	1, 262	1, 230
		比 率	17.5	18.4	19. 1	19. 6	18.5
		児童人口	6, 778	6, 672	6, 561	6, 353	6, 222
管内町	管内町村合計	総人口	38, 872	38, 775	38, 608	38, 348	37, 958
		比 率	17.4	17. 2	16. 9	16. 6	16.4

(2) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭児童の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、福祉事務所に設置されている。家庭児童福祉主事及び家庭児童支援員が配置され、町村の児童福祉担当者や児童相談所と連携を密にし、児童福祉の向上に努めている。

また、児童福祉法改正に伴い、平成 17 年 4 月から各市町村に児童家庭相談窓口が設置されており、家庭児童相談室では、高い専門性を必要とする相談への対応や、管内各町村の要保護児童対策地域協議会の構成員として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議へ参加し、町村の後方支援を行っている。

福祉事務所における児童相談の受付経路別件数と処理件数は、表2及び表3のとおりである。

表 2 受付経路別件数 (実数)

令和5年度末現在(単位:件)

	童	童相	童相	健	察	の 他 都 道	町	校	族	人	<i>O</i>	
	委	談	談	所	関	府県	村	カゝ	親	カュ	他	
	員	所	所	カゝ	係	(指定	カュ	,,,	戚	,,,	カゝ	合 計
	の	から	から	5	カコ	都市含む	Ġ	5	カゝ	5	6	
		の	の	の	5	$\overline{}$		相	5	相	通	
	通	送	委	通	通	か ら 通	通		相		告	
見	告	致	嘱	知	告	出告	告	談	談	談	等	
7		4					15		1	1		28

表 3 処理件数 (実数)

令和5年度末現在(単位:件)

事 社 祖 祖 祖 祖 司 又 は 主 は	助産施設	支援施設	は 通 知 生 ま き き き き き き き き き き き き き た き た き た き	は通知なる。というなの。とは通知をは、これのは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	了調査の完 の委嘱によ のま相談所	紹介せん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	言・ その	合計
	11						28	39

相談対応件数は、令和 5 年度は 671 件であり、その他(管内町村主催要保護児童対策地域協議会の会議参加数含む)が 287 件と最も多い状況となっている。

表 4 対応件数(延べ)

	,	***	ᄮ		IIL \	
(甲	欱	•	件)	

種別 年度	・虐待	・ そ で の	保健	・発達	· 知 的 体	非行	· 育 成 登	しつけ児 ・育成	その他	1
令和3年度	53	245	0	0	5	0	4	0	91	398
令和4年度	129	187	0	0	0	4	19	3	200	542
令和5年度	134	233	0	0	0	9	4	4	287	671

(3) 助産制度

ア 根拠

児童福祉法第22条には、福祉事務所は、妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないと規定している。

イ 助産施設

助産施設は、児童福祉法第36条で規定されており、児童福祉施設のひとつである。児童福祉施設は、児童の心身ともに健やかな成長を図り、将来、児童が健全な社会生活を営むことができるように、児童に適切な生活環境を与えることを目的としている。児童の健全育成という考え方には妊産婦の健康の維持も含まれるものとされ、助産施設は安全な出産のために設置されている。

表 5 助産施設措置決定状況

令和5年度末現在(単位:人)

市町村施設名	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本 部 町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
県立北部病院	3	1		2		4				10
県立中部病院										
計	3	1		2		4				10

(4) 保育行政・公立保育所等指導監査

ア 保育行政指導監査(令和5年度)

目 的:市町村の保育所入所事務や保育所運営費負担金等保育行政の適正かつ円滑 なる実施を確保するため、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずる。

実施市町村:4村(国頭村、大宜味村、伊江村、伊平屋村)

イ 公立保育所および幼保連携型認定こども園指導監査(令和5年度)

目 的:入所児童処遇、職員の配置及び勤務条件、設備の状況等施設運営管理全般の 状況を把握し、適正な施設運営管理のための助言指導を行う。

実施箇所:名護市(1か所) 国頭村(1か所) 大宜味村(1か所) 東村(1か所)

今帰仁村(2か所) 本部町(1か所) 伊江村(2か所)

伊平屋村(1か所) 伊是名村(1か所)

4 老人福祉・介護保険

高齢社会の急速な進行、老人自身の心身機能の低下による寝たきり老人及び認知症老人の増加、 核家族化に伴う一人暮らしや老人夫婦世帯の増加、家庭における介護機能の低下と扶養意識の減退 等、老人を取り巻く社会環境はますます複雑化、困難化の度を深めている。

県においては、平成12年4月から介護保険制度が実施されたことから、「沖縄県介護保険事業支援計画」を含む総合的な計画として「沖縄県高齢者保健福祉計画」を策定し、介護予防・健康づくりや生きがいづくりを積極的に進めることにより高齢者の社会的活動への参加を促進している。

また、保健・医療・福祉の連携をより一層強化し、総合的なサービスを提供するための基盤整備を行い、だれもが住み慣れた家庭や地域で、できる限り自立し、安心した生活が出来るよう、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしている。

(1) 老齢人口(65歳以上)

名護市を除く管内町村の65歳以上の老齢人口は、令和5年10月1日現在で13,563人であり、総人口に占める割合は、35.4%で前年度に比べて0.5ポイントの増となっている。なお、北部福祉事務所管内の状況は下表のとおりである。

表 1 老齢人口

令和5年10月1日現在(単位:人、%、世帯)

	T++ A	総人口	老齢人口	高齢化率の推移 B/A(%)					
ll1m	丁村名	A	В	3年	4年	5年			
名	護	f 64, 490	15, 248	22. 9	23.3	23.6			
	国頭木	才 4,515	1,690	35. 7	36. 9	37. 4			
管	大宜味村	3,005	1, 223	38. 9	39. 5	40.7			
	東 柞	1,730	633	36.0	36. 1	36.6			
内	今帰仁村	9,302	3, 236	33.6	34. 1	34.8			
	本部町	12,966	4, 347	32. 2	33. 5	33. 5			
町	伊江林	4 , 320	1,609	34. 9	36. 2	37.2			
	伊平屋村	1, 188	386	30. 1	31.5	32.5			
村	村伊是名村		439	32.4	33. 5	34. 2			
	合 ፣	 38, 308	13, 563	33. 9	34. 9	35. 4			

資料: 高齢者福祉介護課・高齢者福祉関係基礎資料より抜粋

(2) 介護保険事業者の指定・変更・運営指導状況及び管内事業所数

①介護保険事業者の指定・更新について

北部福祉事務所では、管内の単独型事業所の介護保険事業者の指定・更新を行っている。また、老人介護福祉施設等に併設している事業所の所管は、本庁となる。

②変更の届出等について

介護保険事業者から届出のある事業所運営に関する変更の届出、休止・廃止・再開届出、介護給付費算定に係る体制等届に係る事務を行っている。

③運営指導について

適正なサービス提供を支援することを目的に「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、 介護保険事業所に対して、運営指導を行っている。

なお、北部福祉事務所管轄の新規指定、更新及び運営指導状況は表2のとおりである。

表 2 指定及び運営指導実施状況

(単位:件)

		₩_	ビス種別				令	和	5	年 度
		9 —	しク性別				新規	指定	指定更新	運営指導
訪		問	介	`		護	1	-	1	9
訪	問	入	浴	介		護	0)	0	0
介	護子	防 訪	ī 問 入	、浴	介	護	0)	0	0
訪		問	看	Ì		護	4		0	2
介	護	予 防	訪	問	看	護	4		0	2
通		所	介	•		護	1	-	3	3
通	所リ	ハビ	リテ	ーシ	7	ン	0)	0	3
介	護 予 防	通所リ	ハビリ	テー	ショ	ン	0)	0	3
福	祉	用	具	貸		与	0)	2	1
介	護子	· 防 福	4 年	具	貸	与	0)	2	1
特	定	福 祉	用	具	販	売	0)	2	1
特	定介	護予り	方 福 祉	用具	し 販	売	0)	2	1
合						計	10	0	12	26

※平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村へ権限移譲

5 母子父子寡婦福祉

社会状況が厳しさを増す中で、生別母子及び父子世帯が増加している。また、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況が多く、時代とともに抱える問題も多様化している。

これらのひとり親家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的な自立の支援を図るとともに、生活相談や生業の指導等を行い、福祉の向上に努めているところである。

(1) ひとり親世帯の実態

当所管内の母子世帯数は、令和 5 年 8 月 1 日現在 1,474 世帯で、総世帯数に占める割合は 3.18%となっている。

父子世帯数は、令和 5 年 8 月 1 日現在 152 世帯で、総世帯数に占める割合は 0.33%となっている。

表1 市町村別、母子・父子世帯数及び出現率

(単位:世帯・%)

		総世春	# *\r			母子	一世帯					父子	产世帯		
No.	市町村名	松里行	厅奴		世帯数			出現率	國		世帯数			出現率	<u>s</u>
		Н30	R5	Н30	R5	増減	Н30	R5	増減	H30	R5	増減	H30	R5	増減
1	名護市	28, 192	29, 858	949	953	4	3. 37%	3. 19%	-0.17%	116	79	-37	0. 41%	0. 26%	-0.15%
2	国頭村	2,002	2, 038	79	63	-16	3. 95%	3. 09%	-0.85%	10	7	-3	0. 50%	0. 34%	-0.16%
3	大宜味村	1, 247	1,350	54	45	-9	4. 33%	3. 33%	-1.00%	15	9	-6	1. 20%	0. 67%	-0.54%
4	東村	749	766	23	23	0	3.07%	3.00%	-0.07%	2	5	3	0. 27%	0. 65%	0.39%
5	今帰仁村	3, 584	3, 716	128	127	-1	3. 57%	3. 42%	-0.15%	23	18	-5	0. 64%	0. 48%	-0.16%
6	本部町	5, 400	5, 510	217	196	-21	4. 02%	3. 56%	-0.46%	22	25	3	0. 41%	0. 45%	0.05%
7	伊江村	1, 945	1, 904	48	44	-4	2. 47%	2.31%	-0.16%	5	3	-2	0. 26%	0. 16%	-0.10%
8	伊平屋村	519	542	12	14	2	2.31%	2.58%	0. 27%	2	2	0	0. 39%	0.37%	-0.02%
9	伊是名村	681	625	12	9	-3	1.76%	1.44%	-0.32%	6	4	-2	0.88%	0.64%	-0.24%
	合計	44, 319	46,309	1,522	1, 474	-48	3. 43%	3. 18%	-0.25%	201	152	-49	0. 45%	0. 33%	-0.13%

〈出所〉令和5年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉対策

ア 母子・父子自立支援員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置しており、当所には 1 人が配置されている。母子・父子自立支援員は母子家庭等の生活安定と経済的な自立を図るために母子父子 寡婦福祉資金の貸付け相談等を行っている。

表 2 令和 5年度相談種別の状況

(単位:件)

分	区	前繰走	年 遂 件	度数	新件	規	相	談数	合	計	解	決	件	数	翌 繰	年 越	: 件	度数	相	談	回	数
母子福祉資金	貸付			0			4	167		467				467				0			į	545
 甘僧惟貫筮	償 還			0			;	341		341				340				1			:	274
父子福祉資金	貸付			0				6		6				6				0				6
又 丁 佃 祉 貝 並	償 還			0				43		43				43				0				43
寡婦福祉資金	貸付			0				1		1				1				0				2
苏州佃仙貝並	償 還			0				2		2				2				0				2
公 的 年	金			0				0		0				0				0				0
児童扶養	手 当			0				0		0				0				0				0
生 活 保	護			0				0		0				0				0				0
税				0				0		0				0				0				0
そ の	他			0				95		95				95				0				119
合	計			0			Ç	955		955				954				1			9	991

イ 母子・父子福祉協力員

沖縄県では各福祉事務所に母子・父子福祉協力員を配置しており、当所には 2 人が配置されている。母子・父子福祉協力員は母子父子寡婦福祉資金貸付金の円滑な償還を図るため、貸付を利用した世帯を訪問し、償還計画及び支払いについて調査・指導を行っている。

ウ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度として、母子父子寡婦福祉対策の中で 重要な位置を占めている。貸付金の種類は修学資金等の12種類がある。

表 3 年度別、資金別母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(単位:件・千円)

年度別	平成3	1年度	令和:	2年度	令和:	3年度	令和	4年度	令和!	5年度	合	計
資金別	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始											0	0
事業継続											0	0
修学	8	5, 229	14	6,661	12	5,617	18	12, 688	20	12, 847	72	43, 042
技能習得	2	1,632	3	2, 448	1	816	1	816			7	5, 712
修業					1	816			2	1, 296	3	2, 112
就職支度											0	0
医療介護											0	0
生 活	3	1, 343	2	909	1	492	1	315			7	3, 059
住 宅											0	0
転 宅	1	179	1	152	1	143			1	62	4	536
就学支度	1	160	7	2, 226	6	1,838	9	2, 703	9	3, 446	32	10, 373
結 婚											0	0
合 計	15	8, 543	27	12, 396	22	9,722	29	16, 522	32	17, 651	125	64, 834

エ 母子父子寡婦福祉資金の償還状況

母子父子寡婦福祉資金は、母子世帯等の経済的自立を図るための貸付制度である。もともと 生活基盤の弱い母子世帯等は不景気や就職難の影響を受けやすく、償還状況は必ずしも好まし くない。当事務所においては、滞納者に対し、電話・訪問等により生活実態の把握に努めるとと もに、生活状況に応じた償還方法の相談等を行い、償還促進に努めている。

表 4 資金別、母子父子寡婦福祉資金の償還状況

(単位:千円・%)

区分		合計				過年度・現	年度別内訳		
		白甫			過年度分			現年度分	
資金種別	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率	調定額	収入済額	償還率
事業開始	1, 566	242	15%	1, 325	0	0%	242	242	100%
事業継続	0	0	-	0	0	-	0	0	_
修 学	11, 246	6, 500	58%	5, 476	893	16%	5,770	5,607	97%
技能習得	1, 695	1, 588	94%	181	104	57%	1,514	1, 484	98%
修業	448	0	0%	448	0	0%	0	0	_
就職支度	0	0	-	0	0	-	0	0	_
医療介護	0	0	-	0	0	-	0	0	_
生 活	1, 976	1, 088	55%	993	204	21%	983	884	90%
住 宅	0	0	-	0	0	-	0	0	_
転 宅	126	126	100%	0	0	-	126	126	100%
就学支度	2, 514	2, 120	84%	458	165	36%	2,057	1, 955	95%
結 婚	0	0	-	0	0	-	0	0	_
合 計	19, 573	11, 664	60%	8, 882	1, 367	15%	10,692	10, 297	96%

表 5 母子・父子・寡婦別、母子父子寡婦福祉資金の償還状況

(単位:千円・%)

	区分		合計				過年度・現	年度別内訳		
			白甫			過年度分			現年度分	
資金和	種別 調定額 収入済額 償還率			償還率	調定額	収入済額	調定額	収入済額	償還率	
母	子	18, 573	10, 828	58%	8, 718	1, 322	15%	9, 855	9, 506	96%
父	子	429	417	97%	16	16	100%	414	402	97%
寡	婦	571	419	73%	148	29	20%	423	390	92%
合	計	19, 573	11,664	60%	8, 882	1, 367	15%	10, 692	10, 297	96%

才 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の 60%に相当する額 (雇用保険法に基づく教育訓練給付の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額) を支給している。

令和5年度は支給実績なし。

力 高等職業訓練促進費給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の資格取得のため、6月以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、月額10万円(課税世帯の場合7万5百円)(※)を支給している。また、終了後には、修了給付金として5万円(課税世帯の場合2万5千円)を支給している。

令和5年度は5名が受給している。

(※) 就業期間最後の12月については、月額14万円(課税世帯の場合11万5百円)

6 配偶者暴力相談支援センター

(1) 業務の内容

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための機関であり、都道府県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第3条第1項に基づき、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において同支援センターとしての機能を果たすこととなっている。

沖縄県では、女性相談所と各福祉事務所に配偶者暴力相談支援センター機能が付与されており、 当所では、DV防止法第3条第3項に基づき、女性相談員等がDV被害者等から各般の問題につい て相談を受け、助言指導、法的援助、関係機関への紹介、自立支援、一時保護支援の業務を行って いる。

(単位:件)

(単位:件)

(2) 相談状況

表 1 年度別相談件数

計 来 所 電 話 出 張 合 女性 男性 女性 男性 男性 女性 女性 男性 合計 平成31年度 59 (52) 0 186 (131) 3(3)27(23) 0 272 (206) 3(3) 275(209) 94 (80) 0 245 (182) 3(1)45(40)0 384 (302) 3(1) 387(303) 令和2年度 令和3年度 80 (71) 1(1) 272 (246) 4(2)23(22) 0 375 (339) 5(3) 380(342) 令和4年度 62 (58) 0 262 (234) 33(31) 0 357 (323) 2(1) 359(324) 2(1)25 (25) 5(3) 220(202) 令和5年度 38 (38) 0 152 (137) 5(3)0 214 (199)

※()内は相談内容にDVを含むものの再掲

表 2 令和 5 年度年齡別件数

	18歳未満	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不 明	合 計					
名 護 市	0	0	18	55	44	7	0	6	130					
国 頭 村	0	0	0	0	0	0	9	0	9					
大宜味村	0	0	0	0	0	0	2	0	2					
東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
今帰仁村	0	0	4	9	2	6	0	2	23					
本 部 町	0	0	12	19	5	3	5	1	45					
伊 江 村	0	0	0	1	0	0	0	0	1					
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
管 外	0	0	0	2	2	1	0	1	6					
県 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
不 明	0	0	0	0	0	0	0	4	4					
合 計	0	0	34	86	53	17	16	14	220					

表 3 令和 5 年度経路別件数

経路地域別	本人自身	警察関係	法務関係	婦人相談所	婦人相談員	福祉事務所	相のの機関	施設等社会福祉	医療機関	教育関係	労働関係	知人等者	その他	合計
名護 市	99	3	4	0	10	0	1	0	5	0	0	3	5	130
国頭村	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
大宜味村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
東 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	9	0	0	1	1	0	9	0	0	0	0	0	3	23
本部町	31	0	0	2	2	0	6	0	0	0	0	2	2	45
伊江村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他地区	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6
不 明	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
合 計	155	3	4	3	14	0	17	0	5	0	0	6	13	220

(単位:件)

(単位:件)

(単位:件)

表 4 年度別相談主訴状況

		人 間 関 係													経済問題		医療問題			不純	売	上于	五				
主 訴		夫	等		子と	ドも	親族	交	際相	手	家庭	男女	スト	その	住居	帰住	生活	サラ	その	病気	精神	その	異	春強	•	条違	
年度別	夫等の暴力	酒・薬物依存	離婚問題	その他	子どもの暴力	子どもの問題	の 問題	交際相手からの暴力	からの暴力同性の交際相手	その他	不和	ダ 問 題	ーカー被害	他	問題	先なし	困窮	金・借金	他	X	の問題	他	性交遊	要	暴力団関係	反	合計
平成31年度	166	0	30	31	0	7	4	4	0	0	0	0	0	1	3	0	6	0	2	0	16	5	0	0	0	0	275
令和2年度	176	0	82	42	2	6	25	1	0	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	49	0	0	0	0	0	387
令和3年度	278	0	27	7	0	2	17	0	0	0	0	0	0	3	15	0	18	0	4	1	8	0	0	0	0	0	380
令和4年度	289	0	20	1	0	4	11	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	1	0	0	0	0	359
令和5年度	96	4	96	6	0	2	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	220

※五条違反…売春防止法第5条(勧誘等)

※交際相手からの暴力及びストーカー被害にかかる統計は平成25年度より実施

表 5 令和 5 年度処理状況

	助	保	来	_		帰宅	そ	他			紹介場	易所内]訳(再	[掲]			
	言指導	護命令	^八 所指示	時保護士	自立支域	モ・知人	の他	機関紹	女性相	配暴セン	福祉事	市町村	家庭裁	保健	数言.	その	☆
		支 援		支援	援	宅等		介	談所	ター	務所	役 場	判所	所	察	他	計
来所	30	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	1	38
電話	137	9	10	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	157
出張	17	5	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	25
計	184	19	10	1	0	0	0	6	0	0	2	4	0	0	0	3	220